

協同組合宣言(案)

okayasu

1. 協同組合とは

協同組合は非営利相互助け合いの事業組織として、国民経済を構成しています。協同組合は、生産、流通、消費の経済活動、モノやサービスの提供、いわば、人の生きるすべての経済的営みのなかに存在します。協同組合制度は、成人日本国民および日本に居住するすべての成人外国人に開かれています。成人なら誰もが協同組合を設立できる、設立の自由を享受できることが協同組合の価値を高めます。

協同組合が株式会社と最も異なる性質は、出資額の多寡にかかわらず一人一票という議決方法を採用していること、そして出資者の目的も株式会社のような配当（利子）目的ではなく、事業を自ら利用するために事業体を設立し、そしてその事業をより良いものにするために運営参加することにあります。ですから利潤が出た場合にも、それを出資者＝組合員が全部分けてしまうことはありません。協同組合には配当（利子）率の制限があり、そもそも利潤は事業活動の循環に用い、また地域社会に還元することが協同組合事業の存在価値でもあります。

このような市民参加・非営利の特徴を持つ協同組合に、国際連合（国連、UN）はかねてから暴走する経済に対する歯止めの役割を期待してきました。国連は先の2012年を「国際協同組合年」とする決定をおこないました。

21世紀に入り、前世紀の政治、経済、社会システムが破綻してきています。大量生産・大量消費で実現するという「モノの豊かさの享受」は、環境への過大な負荷が問題になってきただけでなく、とりわけ労働劣化を押し付けることによって実現しています。その大きな矛盾は若者・女性に集中しています。少子高齢社会、人口減少社会への対応は、新しいシステムを必要としています。2011年3月の東日本大震災および原発事故災害からの再生、新しい国づくりにあたっては、そのことが一層迫られています。

2. 協同組合の基本理念

協同組合は相互扶助の事業体として、世界の各地域社会で受け継がれてきた「ひとりみんなのために、みんなはひとりのために」を自らのモットーにしてきまし

た。ヨーロッパを源流とする近代協同組合の理念は、明治時代に日本に紹介されましたが、すでに江戸時代末期には大原幽学や二宮尊徳らの指導で協同組合と言える活動がおこなわれていました。

日本の協同組合は、第二次世界大戦敗戦後、分野別の協同組合法によって個別に協同組合が規定されてきました。農業協同組合法や消費生活協同組合法等です。個別分野の努力があって、協同組合は成長し発展を遂げてきましたが、それは日本経済自体の成長と発展の中でなしえたことは否めません。

現在は、協同組合も、個別の企業として成長を図ることになれば価格競争、労働圧迫など様々な矛盾を背負うことになります。こころ豊かで快適な生活を、成長の中で求めるのではなく、食糧問題やエネルギー問題、社会福祉問題、労働問題など、現在のゆがみを是正する取り組みの中で求めていくことが求められています。協同組合が総力を挙げて取り組む課題は、食糧、エネルギー、福祉、雇用（就労）、地域の活性化です。

これらを実現するための市民の力は、協同組合運営（ガバナンス）の徹底した改革を通じて発揮されます。大きくは分野をまたがる協同組合間協同の拡大、日本協同組合連合会の設立等々により、あらゆるタイプの協同組合の協同の力が、地域社会に発揮されることが、最も求められていることです。

さらに、協同組合は自らの協同を強めるとともに、社会問題に関心を持った他の企業やNPOなどの市民団体との連携、そして地方自治体との連携が、地域社会にとって有益であると認識し、協同組合を通じた市民参加の質を高めます。この質の高まりが協同組合を通じて市民が新しい公共の担い手となることができます。

同時に協同組合は、企業として様々な取引先との関係を持っています。それは既に外国にまで及んでいます。市民にとって自分たちが使っている消費材や協同組合で使う資材が、どのように自然環境（地球環境や生物多様性）に負荷をもたらしているかを見すえてきましたが、21世紀にはどのような社会的負荷（労働環境）のなかで生産されているかをも見すえる時代です。

競争から協同へ、孤立から共生へ、排除から包摂へ、集中型から分散型へ、協同組合は新しい生活と社会の有り様を提案できます。そして協同の力で実現します。

了